

町内会・自治会 ハンドブック



川崎市総合自治会館

「よりよい町内会・自治会活動のために」

平成 22 年 4 月

川崎市全町内会連合会
川 崎 市

町内会・自治会ハンドブック目次

●町内会・自治会ハンドブック発刊にあたって（全町連会長、市長）	1
1 町内会について	
(1) 町内会とは	2
(2) 町内会の歴史	2
(3) 川崎市の町内会をめぐる動き	3
(4) 川崎市の町内会・自治会	4
(5) 川崎市全町内会連合会と各区町内会連合会	6
2 町内会・自治会の活動	
(1) 災害に強いまちづくり（自主防災組織を中心とした防災活動）	7
(2) 安全なまちづくり（防犯・安全活動）	8
(3) きれいなまちづくり（環境美化活動）	9
(4) ふれあいのあるまちづくり（お祭りなどのイベントの開催）	10
(5) 安心して健やかに暮らせるまちづくり（社会福祉・教育活動）	11
(6) 情報を共有するまちづくり（広報紙の配布・回覧、町内会だよりの発行）	11
(7) 総合的なまちづくり（行政・各種団体との連携、区や市への要望活動）	13
3 町内会・自治会と行政	
(1) 各種委員の選出、行政主催会議等への出席	16
(2) 市政だより等広報物の配布・回覧	18
(3) 永年勤続表彰、自治功労賞	19
(4) 美化活動、多摩川美化活動、市内統一美化活動	20
(5) 街路防犯灯	21
(6) 自主防災組織	22
(7) 募金・寄付（日本赤十字、赤い羽根、歳末助け合い等）	23
(8) 市民自治財団、社会福祉協議会、市民活動センター	23
4 行政からの支援策及び担当課	25
5 町内会・自治会の設立に向けて	
(1) 規約	27
(2) 総会	31
(3) 役員	34
(4) 町内会費	35
6 町内会・自治会の運営について	
(1) 事業計画の立て方	36
(2) 予算・決算	36
(3) 町内会・自治会会館と税金	39
(4) インターネット等を利用した広報	40

7	町内会・自治会への加入促進	
(1)	未加入者への対応	41
(2)	加入促進パンフレット	41
(3)	転入者への対応	42
8	町内会・自治会の法人化	
(1)	「地縁による団体」の法人化	45
(2)	根拠法令（地方自治法）	46
(3)	認可地縁団体申請（法人格取得申請）	48
(4)	総会議事録参考例	50
(5)	規約参考例	51
9	各区の町内会・自治会一覧	
(1)	川崎区	53
(2)	幸 区	55
(3)	中原区	56
(4)	高津区	58
(5)	宮前区	60
(6)	多摩区	62
(7)	麻生区	64
10	（参考資料1）財団法人川崎市市民自治財団の事業概要	68
	（参考資料2）町内会・自治会関係参考文献	75

コラム

○町内会・自治会に加入するメリットは何でしょう？	5
○町内会・自治会に期待すること	15
○行政から町内会・自治会への会議出席依頼回数	17
○地域の活動を活性化し、住民の連帯感を生み出すのに大切なもの	38
○町内会・自治会の関係機関（部署）	52

加入促進パンフレット・チラシ

○パンフレット（A 5、区役所窓口で転入届の際に配布して加入を促すもの）	42
○チラシ（A 4、転入を決めた方に不動産業者から配布して加入を促すもの）	43

表 紙：川崎市総合自治会館

裏表紙：川崎市総合自治会館記念碑「友愛と連帯」

町内会・自治会ハンドブック発刊にあたって

この「町内会・自治会ハンドブック」は、地域社会が抱える様々な課題に包括的に対応している我々「町内会・自治会」が活動を進める際に、役員さんたちが町内会活動のマニュアルとして利用できるよう、また、新しく「町内会・自治会」を立ち上げる際の手引きとして参考となるよう作成したものです。

「町内会・自治会」を取り巻く環境も、以前と比べ、非常に大きく変わってきております。大規模なマンションが多く建設されたり、就労形態の多様化等により、住民と地域社会の関係性が希薄となったり、それらのことから、地域で様々な課題も顕在化しております。

地域社会の中で、従前のようなコミュニティの姿はなかなか見ることはできないのが現状です。しかし、この地域コミュニティの核となっているのは、わが「町内会・自治会」であることは、間違いありません。我々が元気になれば、地域が元気になり、地域が活性化すれば、川崎市の生き生きとした地域社会の創造に寄与できると思います。

あいさつ



川崎市全町内会連合会会長 小島 春男

さまざまな行事や日々の活動を通して人のつながりを感じ、毎日を楽しくいきいきと暮らしてみませんか。

一人暮らしの若い人も町内会・自治会に入って一緒に活動しませんか。

「人の世話にならない」などと肩に力を入れず、おつき合いをしてみてください。

このハンドブックは、皆さんに町内会・自治会のことをもっと良く知っていただき、町内会・自治会を新しく設立したり、今よりもっと素晴らしい町内会・自治会に生まれ変わったりするために作成しました。

町内会・自治会を取り巻く状況をわかっていただき、魅力ある活動に向けての参考としていただければと思います。

本書を活用された町内会・自治会のすそ野の広がり期待しています。皆さんと一緒に楽しいまち「かわさき」をつくりましょう。



川崎市長 阿部 孝夫

川崎市の町内会・自治会に携わる皆様、安全・安心で楽しいかわさきのまちづくりのため、日々地域活動に従事され、本当にご苦労様です。

住民ニーズが多様化する今日、行政がその全てに対応することは難しくなっており、公共的な分野にも様々な市民団体の皆様に活動を繰り広げていただくことが求められております。

川崎市は「参加と協働による市民自治のまちづくり」を重要な施策に位置付けており、市民協働を進める上で町内会・自治会は大切なパートナーであると考えております。

そして、本書を活用されることによって、素晴らしい地域活動を展開していただき、町内会・自治会がより一層元気になれることを願っております。

600を超える町内会・自治会の皆様と手を携えて「元気なかわさき」を実現してまいりましょう。

1

町内会について

(1) 町内会とは

町内会は、日本全国のほとんどの地域に存在している、市町村などの行政と連携して地域社会が抱える様々な課題を解決している自主的な団体です。名称も「町内会」「町会」「自治会」などと呼ばれることが多いようです。

町内会は一定の地域に住んでいるすべての世帯が加入することができます。それは地域の共通の問題を解決していくことが町内会の大きな仕事のひとつであり、解決するためには、地域の人々の力を合わせる必要があります。人はお互いに協力し合わないと生きていけません。家族や友人と支え合いながら、同時に同じ地域に住む人々とも力を合わせていくことが大切なのです。

町内会が実際にどのような活動をしているかは、その時代や地域で大きく変わってきます。町内会の仕事は、その時、その場所で、地域の方々によって担われるもので、最初から全てが決まっているわけではありません。

近年はいろいろな面で便利なサービスが増え、隣近所の方に頼みごとをしなくても、とりあえず日常生活に困らないようになってきました。しかし、そのことから、生活様式の多様化もあり、自分や家族を大切にすあまり、自分の周りの地域にはあまり関心を持たない方々を生んできたように思われます。こうした傾向があまり強まると、地域住民の孤立化・疎外化が進み、地域の安全性が損なわれることになりかねません。

地域での子どもの安全や、災害時の一人暮らしの高齢者の安全の確保など、地域の人々と行政が力を合わせなければ解決できないことは少なくありません。町内会は一定区域の全ての世帯が参加できる組織ですから、個人が地域の中で生きていくためにも、町内会の役割はますます大事になっていると言えるでしょう。昔からあるから古臭い組織だと思える方もいらっしゃるかもしれませんが、今の時代だからこそ大切で本当に必要な組織であると考えられます。

(2) 町内会の歴史

町内会の原型をどこに求めるのかについては、様々な見方があります。地域社会学では町内会の祖型は近世の五人組であり、近代に入って明瞭な形をとって現れたとされています。戦後、GHQ（連合国最高司令官総司令部）の研究では、町内組織の起源が大化の改新（645年）時の五人組隣保制度の導入まで遡って検討されました。

現在の形は日中戦争（1937年～）の頃から組織され始め、1940年（昭和15年）内務省訓令で組織的に完成しました。都市に町内会、町村に部落会が国により整備され、上

部団体として市町村レベルの連合組織、下部団体として隣組組織をもち、1942年（昭和17年）には大政翼賛会の下部組織として位置付けられました。

1947年（昭和22年）5月、占領軍はポツダム政令15号の公布によって町内会の結成を禁止し、厳しい罰則を設け解散させ、行政の末端としての位置づけから解放されましたが、解散後3か月以内に8割近くの町内会等が名目を変えて再建されており、1951年（昭和26年）のサンフランシスコ講和条約や1952年（昭和27年）の占領終了による政令失効までには、ほとんど全ての地域で町内会等が存在するようになりました。また、この頃から町内会等に加え、新たに自治会という名称の組織が仲間入りしました。一方、自治体行政の民主化を図るため、民間組織である広報委員会が設置され、「草の根」民主主義の基礎づくりが行われたところです。

1960年代（昭和35年～）に入り日本経済は急速に成長し、高度経済成長期に、都市化の波が広がりました。産業構造や地域構造も変化し、同時に、地域連帯意識の希薄化、核家族化の進行、生活圏の拡大等により家族制度を基本とした地域共同体は危うくなってきました。公害など、新たな地域課題が発生し、様々な地域要求を掲げて実現を迫る住民運動が高まる中で、伝統的な町内会・自治会の範囲を越えた問題も出てきました。地域における住民組織の再編が必要ではないかという議論から「コミュニティづくり」という政策が生み出されました。

1969年（昭和44年）には、国民生活審議会は「コミュニティ—生活の場における人間性の回復—」という中間報告書を提出し、伝統的な町内会等に代わる新たな住民組織として、市民としての自主性と責任を自覚し、共通目標のもとに相互に信頼感のある「人々の心のつながりによって維持される自主的集団」を創設していくことが提案されました。1971年（昭和46年）には、自治省が「コミュニティに関する対策要綱」に基づくコミュニティ施策を開始し、全国に83箇所のモデルコミュニティ地区を指定しました。

しかし、例外的な地域を除いて町内会は解体せず、現在でも、行政と町内会の協力関係は引き継がれており、町内会が地域の代表である姿は変わりませんでした。多くの地域において、町内会は地域コミュニティの核であり、町内会が活性することが、よりよいコミュニティをつくるために必要であるとの認識から、その後、国や自治体によるコミュニティ施策や住民による多彩な取組が展開され現在に至っています。

(3) 川崎市の町内会をめぐる動き

1924年（大正13年）7月1日に川崎町、御幸村、大師町が合併し、市制を施行して川崎市が誕生しましたが、以降1927年（昭和2年）に田島町、1933年（昭和8年）に中原町と編入を続け、1939年（昭和14年）には柿生村及び岡上村を編入し、埋立地を除くほぼ現在の形となったところです。

地域をめぐる動きとしては、1938年（昭和13年）に県総務部長は各市町村に「国民貯

蓄奨励要領」「伍人組の整備に関する件」を通達し、行政の末端業務を担う組織として町内会・部落会・伍人組が整備されることとなりました。その後1940年（昭和15年）9月、内務省は「部落会町内会等整備要領」を通達し、町内会組織を通じた国民動員システムを維持することとなり、戦時下の国民生活に大きな影響を与えることとなりました。組織としては、村落に部落会、市街地に町内会を設置し、市町村の補助的下部組織となっていました。

一方、川崎市は同年11月に「川崎市町内会設置規程」を施行し、この規程により、町内会は町または丁目を基準に設けられ、市域を7つに区分し第1から第7までの町会連合会を置きました。その直後の1941年（昭和16年）2月の統計を見ると、その当時の町内会数は、200（世帯数：54,680）でしたが、先の「川崎市町内会設置規程」が出される以前にも、町内会は、かなり整備されていたようです。同年の4月には、第1回町内会連合総会が開催されました。川崎市でも町内会の整備によって、国民動員体制は確立され、国民は戦争目的完遂への協力を強いられることとなりました。

戦後、1947年（昭和22年）にGHQは、町内会の廃止を命令し、従来町内会長・自治会長・連合会長が行っていた行政事務が市町村へ移管されることになり、ここにおいて、住民組織は行政の末端としての位置づけから解放されました。また、広報委員会が設置され、新しい情報ルートを活用した広報活動を通じて、市民の声を活発にし、自治体の政治、行政の運営の民主化を図ろうとする動きもありました。これには地域のコミュニケーション活動を活発にし、「草の根」民主主義の基礎づくりをすすめることに眼目があったといえます。

その後、1952年（昭和27年）のサンフランシスコ講和条約の発効に伴い、町内会等の結成を禁止している政令が失効することとなり、自治的な地域住民組織の復活が認められることとなりました。この時点での川崎市内の町内会等の地域団体数は、183にのぼっていました。

以後、1956年（昭和31年）には川崎市に町内会は231団体となり、名称については町内会、町会、自治会、部落会、公民会など様々でした。5年後の1961年（昭和36年）には317団体に増えています。2009年（平成21年）現在、日本全国には30万弱の町内会・自治会があると言われていますが、川崎市では647団体となっています。

(4) 川崎市の町内会・自治会

川崎市の町内会・自治会は現在どのような状況であるかご覧いただきましょう。過去5年間の団体数、団体加入世帯数等を比較してみます。

町内会・自治会数、加入世帯数等（過去5年）

（4月1日現在）

年 度	団体数	団体加入世帯数 (A)	総世帯数 (B)	加入率 (A / B)	1 団体あたりの 平均加入世帯数
平成17年度	639	416,509	590,512	70.5%	652
平成18年度	642	420,890	600,012	70.1%	656
平成19年度	643	426,437	616,458	69.2%	663
平成20年度	645	432,891	633,924	68.3%	671
平成21年度	647	434,328	647,225	67.1%	671

団体数は少しずつ増え、団体加入世帯数も毎年着実に増えています。けれども、総世帯数が加入世帯数以上に増加していることから、年々少しずつ加入率が減少しています。1 団体あたりの平均加入世帯数は少しずつ増えています。加入率に一喜一憂するよりも、加入世帯数が毎年増えていることに注目しましょう。市内全世帯の67%が加入しているような団体は他にありません。

町内会・自治会数、加入世帯数等（平成21年度・区別）

（4月1日現在）

区 名	団体数	団体加入世帯数 (A)	総世帯数 (B)	加入率 (A / B)	1 団体あたりの 平均加入世帯
川崎区	95	68,237	104,182	65.5%	718
幸 区	66	49,858	68,749	72.5%	755
中原区	77	82,030	113,717	72.1%	1,065
高津区	107	65,088	98,902	65.8%	608
宮前区	72	59,822	90,049	66.4%	831
多摩区	106	61,601	102,283	60.2%	581
麻生区	124	47,692	69,343	68.8%	385
全市計	647	434,328	647,225	67.1%	671

平成21年度の各区の状況を見てみましょう。団体数については麻生区が最多ですが、1 団体あたりの平均加入世帯数は最小であり、団体加入世帯数については中原区が最多であることがわかります。また、加入率については幸区が一番高いことがわかります。

Q. 町内会・自治会に加入するメリットは何でしょう？

A. 隣近所の方と気軽に話し協力するきっかけができることでしょうか。加入することを強制はできませんが、ぜひ私たちと一緒に地域住民ができることから課題を解決していきましょう。

(5) 川崎市全町内会連合会と各区町内会連合会

平成21年4月1日現在

全町連 川崎 市全 町内 会連 合会	区町内会連合会 (区町連) (7団体)	地区町内会連合会 (地区町連) (22団体) ※()内は各団体に所属する単位町内会・自治会団体数	単位町内会 ・自治会 (602団体)
	川崎区 連合町内会	7団体 中央地区連合町内会(26団体) 渡田地区町内会連合会(9団体) 大島地区連合町内会(8団体) 大師地区町内会連合会(27団体) 小田地区町内会連合会(8団体) 田島中央地区町内会連合会(5団体) 臨港地区町内会連合会(8団体)	川崎区 91団体
	幸区 町内会連合会	3団体 南河原地区町内会連合会 (18団体) 御幸地区連合町内会 (31団体) 日吉地区町内会連絡協議会 (17団体)	幸区 66団体
	中原区 町内会 連絡協議会	5団体 小杉地区町内会連絡協議会 (20団体) 大戸地区町内会自治会等連絡協議会 (20団体) 住吉地区町内会連絡協議会 (14団体) 玉川地区町内会連絡会 (13団体) 丸子地区連合会町内会 (10団体)	中原区 77団体
	高津区 全町内会 連合会	2団体 高津地区連合町内会 (54団体) 橘地区連合自治会 (52団体)	高津区 106団体
	宮前区 全町内・自治会 連合会	2団体 宮前地区連合町内会 (24団体) 向丘地区連合自治会 (46団体)	宮前区 70団体
	多摩区 町会連合会	2団体 稲田町内連合会 (27団体) 生田地区町会連合会 (63団体)	多摩区 90団体
	麻生区 町会連合会	1団体 麻生区町会連合会 (102団体)	麻生区 102団体

川崎市全町内会連合は、1961年（昭和36年）12月、318の町内会・自治会が参加した川崎市連合町内会結成大会から始まりました。現在は602団体が参加しており、7区の町内会連合会、22地区の町内会連合会の集合体となっています。この地区町内会連合会は合併以前からの村や町のエリアが基本となっているようです。川崎市全町内会連合会は全国自治会連合会、神奈川県自治会連合会に加盟しています。詳しくは、川崎市全町内会連合会のホームページをご覧ください。<http://kawa-zencho.com/index.htm>